

学校図書館部会報 79

発行日：2025 年 7 月 17 日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：甫仮久美子）

連絡先：gakutobukai@jla.or.jp

I N D E X

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（第 1 回～第 4 回）報告	高橋恵美子 … 1
「日本図書館協会学校図書館部会 2025 年度定期総会記録（第 40 期第 1 年度）」	幹事会 …… 12
日本図書館協会の Web サイト、リニューアル！	…………… 20
部会からのお知らせ	…………… 21

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（第 1 回～第 4 回）報告

高橋恵美子

はじめに

文部科学省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の設置が公表されたのは、2024 年 10 月 1 日である。日本図書館協会（以下 JLA と記載）においては 8 月 22 日の常任理事会で、文科省より本会議の委員の推薦について依頼があり、曾木常務理事兼総務部長を推薦し、回答したとのことだった。

常任理事会で示された資料では、有識者会議の検討事項は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「学校図書館ガイドライン」「学校図書館図書標準」の改訂の検討。検討の方向性は、(1) 学校、家庭、地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実、(2) 近年の社会変化等を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等に求められる新しい視点や内容、(3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応、の 3 点。(3) の「図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応」には、「司書・学校司書の処遇改善」が含まれていた。

なお、8 月 22 日常任理事会では、高橋は、委員の推薦にあたって学校図書館部会に相談がなかったのはなぜかと質問している。この発言は、協会執行部を構成する理事に学校図書館に詳しい人がいないことを危惧しての発言である。

本部会報の報告については、部会員の関心の高い学校図書館に関わる部分、学校司書の処遇の問題等を中心に記述する。その関係で、発表内容・議事録等を省略しているので、詳しく知りたい方は以下を参照されたい。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第1回)

有識者会議の第1回は、2024年12月17日に開催された。9月26日のJLA理事会では、第1回会議は10月25日とのことだったが、日程が遅れたものと考えられる。

12月17日の第1回会議は、議題1が「会議の設置について」で、会議の設置の趣旨、運営規則等の説明の後、座長を総合教育政策局長の指名により秋田喜代美氏とすることが決まり、副座長は座長の指名により、奈須正裕氏、堀川照代氏となった。会議の議事進行は、秋田氏が行った。

議題2「図書館・学校図書館の運営の充実方策について」は、地域学習推進課長高木氏より本会議の論点(案)の説明と堀川副座長による「図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」の発表が行われた。本会議の論点(案)(項目のみ)は以下の通り。

論点(案)Ⅰ. 社会変化を踏まえた図書館・学校図書館の運営の充実の在り方

1. デジタル社会への対応
2. 多様な人々のための読書環境の整備
3. これからの学びを支える読書環境の充実

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題

1. 関係機関等との連携・協働の促進等
2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等
3. その他

内容の詳細についてはここでは省略するが、気になった点のみ記述する。堀川氏の発表資料10p、学校司書の配置について「全体の96.6%が会計年度任用職員」とあり、この数字の根拠がどこにあるのかが気になった。

このあと、各委員による意見交換の時間となり、各委員が1人3分程度で自己紹介と自身の関心事について発言した。以下は、委員の紹介(五十音順)と発言の要旨を記載する。なお委員の当日の発言とは、途中退席の関係で順番が異なっている。

池内 淳(筑波大学図書館情報メディア系 准教授)

公共図書館を対象とした研究を行っている。読書の在り方そのものの多様化、など。

伊佐治 裕子(松本市教育委員会 教育長)

行政職出身の教育長、公共図書館の司書としての経験がある。公共図書館と学校図書館を結ぶ、など。

伊藤 雄一(練馬区立田柄小学校 校長、全国連合小学校長会 環境整備等委員長)

全国連合小学校長会で、学校図書館の整備状況や学校図書館に従事する職員、図書購入費についての調査など。学校図書館は子どもたちにとって居心地のいい場所に。

植村 八潮(専修大学文学部 教授)

電子出版について研究。JLAの常務理事。新たな読書推進活動としてデジタル読書を捉えてよいのではないかと、など。

緒方 直彦(東京都立永福学園 統括校長、全国特別支援学校校長会 事務局次長)

特別支援学校の学校図書館の状況、多様な人々のための読書環境の整備、視覚障害者への電子書籍の提供など。

紀之定 美知代(熊取町立熊取北中学校 司書教諭)

国語科の教員で司書教諭。図書委員による読み聞かせ、他校図書委員との交流、朝の読書、校内ビブリオバトル大会、図書館活用・ICT 活用の授業づくりなど。

小林 隆志(鳥取県立図書館 司書主幹)

県立図書館の館長をしていた。県立図書館内に学校図書館支援センター。(以下、学校司書に関する部分のみ抜粋。)司書にタブレットが支給されていない、ソフト利用のためのアカウントが司書には発行されていない、ICT 活用教育に対する研修の機会がないなどの状況がある。

汐見 夏衛(作家)

県立高校の国語教員の経験がある、読者の声、本を読む子が増えたらいいという思いなど。

設楽 敬一(公益社団法人全国学校図書館協議会 顧問)

学校図書館整備推進会議の代表もしている。学校図書館整備推進会議の活動として「図書館改革プロジェクト」を立ち上げた。

曾木 聡子(公益社団法人日本図書館協会 常務理事兼総務部長)

JLA の常務理事兼総務部長。浦安市立図書館の司書をしていた。浦安市立図書館の活動など。

田井 俊行(目黒区立第十一中学校 校長、全日本中学校長会 総務副部長)

学校図書館の充実について3点、第1は蔵書の充実、第2は人的配置の充実、本校は図書館支援員という会計年度任用職員、第3は学校図書館の施設の整備の方向性について。

高橋 健二(静岡県立中央図書館 館長、全国公共図書館協議会 副会長)

前職は県立高校の校長、学校図書館と公共図書館の両方に関わってきた。

土屋 文代(杉並区立高井戸第三小学校 学校司書)

昨年度まで勤務していた小学校は、ICT 活用推進校だった。参考図書やインターネット情報の利用指導を行い、調べ学習を支援してきた。

手塚 美希(紫波町図書館 主任司書)

紫波町は岩手県にある。非正規職員として、浦安市立図書館、秋田市立中央図書館、秋田県立図書館、今の紫波町図書館と勤務してきた

中村 慎也(一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 副会長)

石川県の高校生の保護者として PTA 活動に参加。高校生の読書の状況など。

野口 武悟(専修大学文学部 教授)

読書バリアフリー、電子図書館サービスを中心に研究。JLA の障害者サービス委員会及び認知症バリアフリー図書館特別検討チームの委員。現在、全国学校図書館協議会の理事長。特別支援学校はもちろん、通常学級で学ぶ支援を必要とする子、日本語指導が必要な子などへの観点も。

花田 忠雄(神奈川県教育委員会 教育長)

図書館をほっとする場所、ゆっくり過ごせる場所に、学校図書館についても居場所としての学校図書館に着目。

林 達也(東京都立八王子拓真高等学校 統括校長、全国高等学校長協会)

昼夜間3部制の定時制の学校、課題は集中している。司書は会計年度任用職員。学校図書館で月1回のイベント、その時は飲食もOK。『少年ジャンプ』を置いている。図書館は居心地がいい場所、安心して過ごせる場所に。

松木 修一(一般財団法人出版文化産業振興財団 専務理事)

読書アドバイザーという養成講座を実施している財団。図書館と学校図書館の運営の充実には、書店と出版社が必ず必要。

松本 直樹(慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授)

図書館情報学の研究、教育に携わっている。指定管理者制度をめぐる議論、図書館職員の認定制度、県立図書館の協力支援の在り方について研究。新しい基準づくりに期待。

奈須 正裕(上智大学総合人間科学部教育学科 教授) 副座長

学校の学習環境は、今後、デジタル学習基盤をベースに、学校、カリキュラム、教室環境、授業、教師の仕事の在り方などを、抜本的に問い直して再構築することになると考える。図書館の場のあり方の面白さ、など。

堀川 照代(放送大学 客員教授) 副座長

学校司書の資質向上や処遇の問題も視野に入れて議論を。

秋田 喜代美(学習院大学文学部 教授) 座長

学校図書館や公共図書館は子どもにとって重要、子どもの読書やデジタル、バリアフリーのための人材育成が重要。絵本専門士委員会の委員長をしている。大学の授業ではビブリオバトルを取り入れている。こども基本法のことなど。

次回第2回会議は1月23日。

12月19日JLA理事会で、第1回会議の報告があった。その席で、高橋は以下の2点について発言した。

- ① 堀川氏の発表資料に学校司書の配置について「全体の96.6%が会計年度任用職員」とあった件について、文科省の「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果では86.2%のらず、96.6%の根拠を知りたい。
- ② ②JLA 非正規雇用職員に関する委員会が、自治体向けと個人向けに学校図書館職員の調査を行っている。曾木理事は協会推薦の委員として出ているので、この件について発言してほしかった。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第2回)

第2回会議は、1月23日に開催された。第2回会議の議題は「デジタル社会に対応した図書館・学校図書館の運営充実の在り方について」である。テーマに沿って3名の委員の発表、事務局による第2回会議の論点(案)の説明、委員による意見交換が行われた。

発表は、植村委員「図書館・学校図書館におけるデジタル活用の概況と今後の運営充実に向けて」、池内委員「図書館におけるデジタル活用の現状と今後の運営充実に向けて」、土屋委員「学校図書館におけるデジタル活用の現状と今後の運営充実に向けて(実践報告)」。

事務局の高木地域学習推進課長により第2回会議の論点(案)の説明があった。第2回会議は、I「社会変化を踏まえた図書館・学校図書館の運営の充実の在り方」のI「デジタル社会への対応」にあたる。

意見交換については、学校図書館に関連する部分の発言のみをとりあげる。

高橋委員:紙資料かデジタル資料かの検討。学校図書館も公共図書館も情報リテラシーに特化した取組を。

奈須副座長:学校関係者の多くは、GIGA 端末でアクセスして手に入れる情報は一般のインターネット情報のイメージが強い。電子書籍や電子図書サービスのイメージはあまり入ってない。子どものデジタル学習基盤の構築に向かわなくてはならない。

小林委員：鳥取県では、GIGA スクール、ICT 活用教育が進んでいくに従って学校図書館に電子書籍に対する関心も高まっているようだ。県内の高校では私立の高校が 1 つだけ導入している実態、電子書籍の購入を検討している県立高校が出てきている。また市町村立図書館に電子書籍について相談する小・中学校が出始めている。

県内の図書館長会議では、単独では導入が難しいが、広域での導入は可能性がある、予算の確保が難しい。予算の確保が課題とのこと。

司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方については、GIGA スクール端末を利用した情報活用能力の育成には信頼性の高い情報収集の専門職である司書の能力を活用することが有効。司書がデジタル技術や情報活用能力、メディアリテラシー等について指導する能力を身につけることで教員の負担軽減につながることを期待される。司書のスキルの習得と学校側が司書を活用する仕組みが有効。そのためには、今現在いる司書の教育、学習する場面が必要で、リカレント教育が必要。さらに司書の養成課程の中にその内容を位置づけていくべきである。

デジタルの整備については、学校の負担を増やさずに電子書籍を導入するには市町村立図書館との連携や都道府県単位の契約など広域で行うことが望まれる。

野口委員：学校図書館のデジタル対応についての課題 3 点。1 点目は電子書籍導入の予算不足。2 点目は電子書籍導入に関する知識の不足。杉並区では月 1 回、年間を通しての研修カリキュラムが組まれ、研修の機会を用意されているとのことだが、多くの教育委員会では、そもそもどういう研修をしたらいいのかで悩んでいるケースが多いようだ。なので、研修のモデルを提示していくということも必要かと思う。3 点目、デジタルと紙の図書資料のベストミックスを意識した形での情報教育、あるいは教科「情報」の教育内容の改善の検討をしていただきたい。教職員の養成や研修でも、メディア情報リテラシーや情報活用能力の育成の文脈の中に、デジタルだけではなく、紙の図書資料も組み合わせたベストミックスの形で進めていくことを学べる機会をつくる働きかけを国のほうからもやってほしい。

堀川副座長：第 1 回目に配付した堀川の資料を一部訂正した。1 枚目の一番下に「※2025 年 1 月 23 日一部訂正」を入れ、10 枚目、学校司書の配置に「全体の 96.6%が」とあったところを「小中学校等の 96.6%が」に訂正、さらにスライドの一番下に出典を入れた。

もともと情報リテラシーは、コンピュータ利用が前提ではない、どのメディアであっても情報を使う力が必要というもの。情報活用能力という言葉がコンピュータ利用を前提に情報教育等で使われた経緯がある。図書館は、印刷もデジタルも両方使って情報を使う力を子どもたちにつけていく。「情報活用能力」という言葉をそのまま使っているかどうか。

緒方委員：特別支援教育の立場から、電子書籍の機能等は有効である。計画的に整備・活用するには、教育委員会等から学校図書館の館長である校長への情報提供を行うことが重要。

田井委員：電子書籍導入は有用だが、教員に負担のないような措置をしてほしい。また学校司書は法的な位置づけが弱い、この点を改善したうえで学校司書のあり方について議論してほしい。

設楽委員：児童生徒の発達段階を考えると、小学校低学年は紙の資料を中心に学ぶことが必要。紙の書籍と同様な基準で電子書籍に対応するのは難しい。学校図書館図書標準に蔵書の配分比率を含めて検討してほしい。学校図書館図書整備等 5 か年計画に、デジタル資料の充実に関する項目も入れていく必要がある。

伊藤委員：私の勤務する自治体は電子図書館が導入されたばかり、Wi-Fi 環境が整備されないとまだ使えない。予算の関係で格差もある。また導入に伴う現場の教員の負荷も大きい。現場の教員の迷いもある。

曾木委員：職員の研修、学校図書館と公共図書館の連携は重要。学校図書館と公共図書館のシステムが別、学校教育と社会教育が別々の部局になっている、予算も別である。そういうコントロールを行政の中で共有する必要がある。教育長のリーダーシップが必要。

池内委員：デジタルネットワークについて、小さい図書館の単位で動くのは極めて非効率で、効果が見込めない。たとえば学校であれば、デジタルネットワークと GIGA 端末の環境をきちんと整備して、コンテンツは公共図書館が用意するというような役割分担を適用する。それを都道府県でやってしまえば、都道府県に住んでいる人みんな利用できる。各学校図書館にいらっしゃる司書教諭や学校司書に負担が行くのではなくて、新しいデジタルネットワークサービスが求められている。

土屋委員：学校図書館の中でデジタル的なものを見る時間は、健康の害を及ぼされるほどはない。健康被害についてはわからない、教科書自体が電子化されたときにどうなるか、もしかしたら影響が出るかもしれない。情報リテラシーの育成について、学校の中の組織でやっていくためには、全体の研修が欠かせない。前任校では教員全体研修をやって、全教員が研修をした。それの上で使ったので、誰が利用しても同じように指導ができた。

次回第 3 回会議は 3 月 11 日。

2 月 6 日 JLA 常任理事会で、第 2 回会議の報告があった。高橋からは、第 1 回会議の堀川委員の発表資料「全体の 96.6%が会計年度任用職員」について本人から訂正の発言があったこと、曾木理事には JLA の学校図書館職員調査についての発言をしてほしいと発言した。曾木理事から、今回の会議はデジタルにしばって発言してほしいとの文科省の意向があったことが説明された。部会幹事会からも学校司書のあり方についての発言を行ってほしいという意見があることを伝えた。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第 3 回)

第 3 回会議は、3 月 11 日に開催された。第 3 回会議の議題は「多様な人々のための読書環境の整備」である。事務局による第 3 回会議の論点(案)の説明、テーマに沿って 2 名の委員の発表、委員による意見交換が行われた。

事務局の高木地域学習推進課長により第 3 回会議の論点(案)の説明があった。第 3 回会議は、I「社会変化を踏まえた図書館・学校図書館の運営の充実の在り方」の 2「多様な人々のための読書環境の整備」にあたる。

発表は、野口委員「公共図書館と学校図書館における読書バリアフリーの現状と課題」、緒方委員「特別支援学校における学校図書館の取組と今後の運営充実に向けて」。

意見交換については、学校図書館に関連する部分の発言のみをとりあげる。

小林委員：鳥取県では、読書バリアフリー法に基づく県の計画を令和 3 年 3 月に策定し、各種事業に取り組んでいる。課題として、支援の必要な方への情報が届いてない実情がある。

特別支援学校に対して、鳥取県は全ての学校に司書教諭を発令し、全ての県立の特別支援学校に学校司書を配置している。鳥取県特別支援学校図書館教育研究会の研究、特別支援学校を卒業する子どもたちへの図書館活用セミナーをやっている。その結果、平成 17 年から公共図書館の利用が伸びている。

高橋委員：学校図書館・公共図書館に会計年度の非常勤職員が多い。研修の参加率が低い理由に、会計年度

職員は研修に行きにくいという面がある。所属長が出張命令を出しにくい。学校司書に関しては、静岡県は県が司書を配置している公立高校がほとんど、PTAのお金で学校司書を雇用している学校がほとんど。そうすると県立図書館や社会教育課でいくら充実した内容の研修をやっても、校長が出張命令を出せない。そうすると、本当に熱心な人は年休を取って休んで自費で交通費を払う、ひどいときには資料代も自費、そういう実態がある。会計年度職員の方々がたくさんいることに配慮した研修実施を推進しないと、体制が変わっていかない。オンライン研修は有効、オンライン研修だったら勤務する図書館や学校で受けられる。オンライン研修に会計年度の方も出られるように、たとえば、望ましい基準の職員の研修のところに、「館長は雇用の形態にかかわらず職員が研修を受講できる体制づくりに努めるべきである」といった記述があれば、校長や館長も動きやすい。記述があるだけで、校長や館長は参加してくださいと言うことが可能になる。

設楽委員：普通学級に通っている児童生徒の約 8.8%、約 83 万 8,000 人が発達障害の可能性がある。この子どもたちに対する支援が重要。特別支援学校の図書館の支援には、アクセシブルな本を具体的に明示した支援が必要。特別支援学校の司書の配置率は、小学部 16.9%、中学部 17.0%、高等部が 17.4%です。特別支援学校の図書標準の達成率は、小学部 15.5%、中学部 3.6%と非常に低い。司書の配置率も図書標準の達成率も、特別支援学校以外の学校の数値に引き上げる必要がある。近年の諸課題に対応できる司書教諭、学校司書の養成も課題である。

曾木委員：学校図書館について、校長先生、教職員の理解があるかどうかが鍵になる。学校司書だけでなく教職員の研修の際にも、障害者サービス、障害のある子ども、もしくは普通学級の中にいる支援の必要な子どもたちへの支援を伝えることが必要。その上で学校司書、司書教諭にスキルを含めてサービスの在り方や資料整備についての研修が必要。研修に参加する機会がないという問題について、研修に参加することを義務化する、明文化すると、所属の取組方は違ってくる。全ての学校に学校司書の配置をお願いしたい。（下線部分、4 月 24 日時点では「全ての県立学校に」と議事録に記載されていた。）

植村委員：学校図書館の館長は校長先生、校長に理解がないという声が聞こえる、校長に対して働きかけを。財務が動くために自治体の理解が重要、自治体をしっかり動かすような書き方を。

伊藤委員：外国籍児童の急増、デジタル書籍の可能性が高まっている。DAISY 教科書、児童の端末、タブレット PC で使用しやすくなった。学校の図書館、本日の話の中では障害のある方々の話が多かったが、安心して過ごすことができる、居心地のよい場所であるなど、さまざまな使い方が考えられる。

秋田座長：絵本専門士からの意見を紹介する。学校による差、自治体の実情による差、教員の習熟度もさまざまなど。外国にルーツのある子どもたちや親のために図書館を利用することを促すしくみが必要、図書館の側が準備していても、当事者に利用できることを知っている人が少ない、研修の機会が増えるといいなど。

手塚委員：当町は、学校図書館コーディネーターという名前で 7 校の小・中学校に対して 3 人が週に一度、4 時間だけ勤務している状態。その時間で棚を整理するだけで終わってしまう。町として「学校司書」として報告。学校経営の中に、学校図書館やその方たちは入っていない。学校の計画、運営計画などに学校司書の役割を位置づけ、子どもたちと実際に接している学校司書が読書の支援が必要な生徒のニーズを把握するなど、大切な役割として担っていけるようになればいい。

次回第 4 回会議は 5 月 22 日。

4 月 24 日 JLA 常任理事会で、第 3 回会議の報告があった。曾木理事欠席により、植村理事より報告。

高橋より、曾木理事が「全ての県立学校に学校司書の配置を」（文科省 HP 議事録）と本当に発言したのか確認

したい、と発言した。この発言は、「学校図書館を考える全国連絡会」より問い合わせがあつての発言である。5月22日理事会で曾木理事本人より報告があり、「県立学校」については、訂正を申し出るとのことだった。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第4回)

第4回会議は、5月22日に開催された。第4回会議の議題は、「デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備に係るこれまでの主な意見のまとめ」及び「読書推進人材の活躍機会の拡大」である。事務局より「デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備に係るこれまでの主な意見のまとめ」についての説明、その後「まとめ」についての質疑や意見交換を行う。それから次の議題「読書推進人材の活躍機会の拡大」について事務局より「論点(案)」の説明と2名の委員の発表、意見交換となった。

議題「デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備に係るこれまでの主な意見のまとめ」

田中図書館・学校図書館振興室長より説明、「まとめ」には学校図書館についての言及がかなり含まれる。以下の内容がある。

- 学校図書館は(略)、紙の資料もデジタル資料も発達段階に応じて多様なメディアを体験する利用指導等を組織的・計画的に行うことが重要である。(下線は本文による。以下同じ。)
- 読書バリアフリーへの対応は特別支援学校だけでなく全ての学校図書館にとって必要である。
- 学校図書館においてこれまでの紙ベースの蔵書構成に加えて、デジタル資料の収集等にも有効な基準の整備が必要である。
- 学校図書館において、デジタル資料の提供に対応できるよう、校内 LAN 等のインターネット環境や蔵書データベースの整備、教員と連携して授業を展開するために学校司書が使用できるタブレット端末等の ICT 機器の装備、学校図書館を使って学び合う環境整備のために、大型モニターやラーニングコモンズの配置等の空間づくりが望ましい。
- 職員の雇用形態にかかわらず、研修を受講できる体制づくりに努めることや、館長を含めた研修受講の重要性を明文化する必要がある。
- 図書館・学校図書館の連携による電子図書館サービスの共同利用、コンソーシアムや都道府県等の広域連携による提供も有用である。
- 学校図書館において電子図書館を活用する際に最も多く挙げられた課題は電子図書館導入の予算が不足していることである。電子情報資源の整備に対する地方財政措置の検討が求められる。
意見交換については、学校図書館に関連する部分の発言のみをとりあげる。

小林委員：電子書籍導入は価格の面でハードルが高い。そもそも現在の学校図書館や公共図書館の契約の在り方が適正なのか考える必要がある。選択肢がない、サービスが適正か、など。

堀川副座長：11 学級以下の学校にも司書教諭の発令を、発令については学校発令ではなく教育委員会発令を、司書教諭の複数発令をお願いしたい。

植村委員：電子書籍を授業利用できるか?との問合せがある。各自治体の電子図書館 Q&A などのサイトを読むと、電子図書館で契約したものを授業利用していいか、プロジェクター表示していいかとの問合せがあり、回答もばらばらだ。電子図書館事業者にも学校図書館への普及とあわせて授業活用を促したいという意向もあるようだ。今後、何かのガイドライン等を作るなどの整理が必要。

議題「読書推進人材の活躍機会の拡大」

田中図書館・学校図書館振興室長より第4回会議の論点(案)の説明があった。第4回会議は、Ⅱ「図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応」の2「今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等」の「・読書推進人材(絵本専門士・認定絵本士・朗読指導者・読書アドバイザー)の活用」にあたる。

発表は、国立青少年教育振興機構理事の伊藤氏の「絵本専門士の養成と活躍について」、松木委員による読書アドバイザーについての内容である。

その後の質問、意見については、学校図書館に関連する部分の発言のみをとりあげる。

植村委員:絵本専門士、読書アドバイザーの2割を超えた人が図書館関係者、司書、学校司書だということがわかった。絵本専門士として活躍している事例が司書であるなら職場の理解が必要、自分の勤め先の図書館で活動していることもある。それでは図書館の知識がない、司書資格がない絵本専門士や読書アドバイザーが、活躍の場を図書館に求めていくには、図書館側はどのような対応、準備が必要か?

伊藤理事:絵本専門士からのアプローチは難しい。情報共有、マッチングが課題。絵本専門士の認知度が低いことも問題。

松木委員:司書資格を持っていることが大きなポイントになる。持っていない読書アドバイザーは、ボランティアの1名。なかなか読書アドバイザーであることが生かされない。

野口委員:「読書バリアフリーサポーター養成講座」の紹介をしたい。公益財団法人文字・活字文化推進機構が昨年度から始めた事業。

紀之定委員:今勤務している地域では以前、保育所、幼稚園、小学校、中学校に文庫連の方々が一年に一度おはなしキャラバンとして読み聞かせに来てくださっていた。子どもたちは楽しみにしていた。学校に来ていただければなと感じた。

植村委員:ある島で町立図書館と学校図書館が非常によく連携していて、子どもたちの保護者が10年たってもボランティアとして学校図書館で読み聞かせをしていた。何で機能しているのか調べてみると、学校司書が常勤で、町としても熱心に取り組んでいた。ボランティアが活躍できる環境は、学校司書が常勤でいることが前提。読書推進人材の活用には、司書教諭・学校司書・司書の配置充実があつてうまくいく。現場で司書がすごく忙しく読書活動を行えないときに、読書推進人材を代替させることにはなつてほしくない。現場で都合よく捉えて、絵本専門士がいるのなら学校司書がいらないときに代わりに行ってもらうかといった事態になりかねない懸念を持った。司書・司書教諭・学校司書を充実して、だから読書推進人材が活かせるのだという視点で進めてほしい。

小林委員:学校全体の中で読書推進をどう進めていくのか、地域全体の中で読書推進をどう進めていくのかという絵を描くのは、学校図書館の司書教諭や公共図書館の司書であるべきと思う。本来あるべきところにきちんと人員が配置され、処遇が認められていて、活躍する場がある。サポートしていただく読書推進の人材の方々がいる、そういう環境が整った中でうまくマッチングが進んでいくと思う。

設楽委員:学校教育において、教師と読書活動の専門的知識を有する者が協働で働ける環境の整備が課題である。幼年期の子どもたちに読書の楽しさや喜び・充実感を与え、小学校高学年以上の子どもに対しては知る喜びや知識への探究心などを駆り立てるような支援ができる人材が必要。読書の喜びや楽しさを基盤として、批判的思考力を育むための手だてが課題である。学校には読み聞かせなどのボランティア組織がある。地域の

人材活用に際しては、個人情報保護が課題である。児童の実態を踏まえて学校側の要請に応えた活動ができるようなコーディネーター役の人材育成が大切である。

高橋委員：サプライの視点からだけではなく、利用者側、生徒のディマンド力を高めるような取組ができないかと考えている。使い方や注意事項、どんな本があるかという情報のサプライの後、「自分で今から自由に書棚を見て廻って、これ面白そうだなというのを手に取って見てみよう。」と指示してみてもどうか。ひょっとしたら自分はこんな領域の本が好きな人間なんだということが発見できるかもしれない、手に取って見たら面白かったという発見が仮にあったとすれば、自分はこういう人間なんだという、セルフエスティームや自己理解や成長につながっていくと思う。そういう視点があってもいいかなと思う。

奈須副座長：日本の教育課程全体、教科の学習が教科書をベースに閉じてしまっていて、いろんな可能性があるのに、開かれて行きにくいということがあると思う。言語や読書、情報と付き合うということでは、国語科の教育課程や指導が、学校図書館という場を利用して、教師以外の多様な人材や専門性を持つスタッフとの関係で鍛えられていくことが大事。言語とか読書に関わる学びをサポートするチームとして動くことが大事。さらに外側でそういうことをやってくれる可能性のある、多様でカラフルな民間も含めた人材が今存在しているということだが、学校ベースの教育課程になかなか入ってこない、視野にも入っていない。そこをどうつなぐかという話だと思う。今は指導要領の総則に学習の基盤となる教科等横断的な資質・能力として、言語能力と情報活用能力が2つ並んでいる。図書館や学校図書館、あるいはそれに関わる専門をお持ちの皆さんが強力にサポートしてくれる。それを何かの形で打ち出していけないかなと、教育課程に関わる立場として思っていた。やっていただいたほうがいい。こういう課題を担っていく1つの場として図書館・学校図書館を位置づける議論が必要と思う。日本の教育だと全部縦割りにになっている。教科も縦割り、教科の中の領域も縦割り。そこを外に向かって横断的に、子どもの能力はそういうものだという認識で教育課程の議論はしているので、学校図書館の任務も、図書の時間、読書の時間ということだけではなく踏み込み方を、戦略的にしていくにはどうすればいいか。

堀川副座長：教科横断的な視点を持っているのが学校図書館、どの学年にも、どの教科にも資料を提供する。なかなか伝わらないが、教科横断的、俯瞰的、子どもたちの発達段階的な視点を持っている。言語活動だけではなく、教科の学びを豊かにする。たとえばリーフレットを作る授業で、学校司書がリーフレットを、観光のもの、行政の報告書やPRなどを集めて、授業の中で使う。それを提供して、子どもたちがグループごとにリーフレットを使って、分析をする。字の大きさ、色、レイアウト、写真やイラストなど、そうした気づきを班の中で発表して、班ごとにクラス全体で共有して、どういうものかという分析をした後で、自分で調べたことをリーフレットにまとめるという活動、分析をしなかったときと比べて、雲泥の差でいいものができる。材料を集める、資料を提供するのが学校図書館、学校司書。そうした授業を展開できるとか、こういうところで資料や情報を使うということを司書教諭が先生方に情報提供する。司書教諭は、何年生の何の教科のどの時間にこういう資料が使えるとか、情報スキルはこういうスキルをここで教えることができると。小学校6年間、中学校3年間を通して、初歩の段階からだんだんに細かくスキルを教えていく。計画的、発達段階的に学校全体の情報活用の指導の年間計画をつくる、それをやっているところ。司書教諭がいないところもあって、全国で一斉にやっているわけではない。そうした学校図書館の機能を伝えることができるといいと思っている。そのための学校図書館の手引が作られるといい。

曾木委員：前回、第3回会議での私の発言「全ての県立学校には学校司書の配置をお願いします」について、「県立学校」は「高校」のことになるので、小中学校を問題にするのなら「公立学校」と言うべきで、議事録の訂正をしてほしいという意見が寄せられた。第3回は、テーマが読書バリアフリーで、テーマに沿って意見を申し上げ

げた。「県立学校に」とあえて最後に言ったのは、県立の特別支援学校に学校司書の配置が少ないということだったので、全ての県立学校に配置をお願いしたいというのが私の発言の意図。この「全ての県立学校に」という発言が混乱を招くということなら、議事録については「全ての学校に」と訂正させてほしい。扱いについては、座長にお任せする。

次回第5回会議は7月17日。



日本図書館協会学校図書館部会 2025 年度定期総会記録(第40期第1年度)

2025年6月7日(土)14:00～16:00に、日本図書館協会において、学校図書館部会定期総会が行われました。以下、その概要をお知らせいたします。(幹事会)

※発言はすべて要旨のみ略して記載しています。

※質疑応答・意見・審議協議等における「Q」は質問、「A」は答弁、「○」は意見・討論等です。

※2025年度事業計画は図書館雑誌5月号に掲載されています。2024年度事業報告は協会の代議員総会で報告された後、図書館雑誌8月号に掲載予定です。

南坂久美子 部会長 挨拶

本日はご参加ありがとうございます。高橋前部会長から部会長を引き継いで二年たちました。今も高橋さんにいろいろお世話になっていて部会長としてお役に立てているかどうかというところです。私事ですが、41年間勤めた学校司書を退職しました。今は専門図書館にありますが、長く学校図書館で仕事をしてきて、根はそこにあると思っています。今後も、部会にもっといろいろな人に参加して頂けるように、充実した活動を続けていけるようにしたいと思っています。今日の総会、web参加の方も会場参加の方も、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

岡部幸祐 専務理事兼事務局長兼出版部長 挨拶

本日は暑い中部会総会にご参加頂き、また、部会長並びに幹事の皆様にはこの部会総会をご開催頂き、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。昨年度、「部会・委員会のあり方検討準備ワーキンググループ」を設置してご議論頂きまして、今年度は「部会・委員会のあり方検討委員会」を立ち上げて検討を進めることを考えております。部会は、協会の会員が参加できるコミュニティとして重要な役割を果していると考えております。協会の会員になってどういうメリットがあるのかとよく言われるのですが、部会に入って、同じ関心をお持ちの方々と交流を持てることや、情報交換や意見交換が行えることなどが非常に重要なのだと思います。先日、滋賀県の会員の皆さんの集まりに参加してお話ししてきたのですが、その中でも、協会に入った理由として、自分一人の職場で相談する相手もないし情報も入ってこない。それで協会に入会しましたという声がありました。会員になることで知り合いができて情報も入ってくるということが、大切なのだと改めて思われました。そういう面で、部会をも

っと活発にしていきたいということから、今年度委員会を立ち上げて検討を進めたいと考えております。活動部会の中でも特に学校図書館部会は、他の部会に比べて個人会員の比率が高く、個人会員と施設会員のバランスがよい構成となっているのではないかと考えています。ぜひ、部会の活動のあり方として、モデルとなるような活動を期待しております。

この度、学校図書館部会と非正規雇用職員に関する委員会で、学校司書に関する提言の案をおまとめ頂きました。理事会等会議の日程のタイミングが合わず公表はしばらく先となってしまいますが、内容は非常によく考えて頂いて、いま協会が発する提言として非常によいものができたかなと考えております。

一方で、文部科学省では、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」が開催されております。この中で、学校図書館関係では、図書標準やガイドラインの見直し等が検討されるようですが、実際どのようなまとめになるのかは今のところまだよく見えていないという状況です。その検討の際には、この提言が基本的な協会のスタンスになっていくかと思えます。この提言の公表は9月開催の理事会を経てとなってしまうと思いますが、プレスリリースなど、協会としてしっかり発信していきたいと考えております。

いろいろお話ししたいことはあって、話し始めると長くなってしまいますので、このあたりで終わり、私からの開会のご挨拶とさせていただきます。本日の総会が実りあるものになることを期待しております。

議長選出

議長に、大口和枝氏（東京）を選出し、議事に入った。

定足数の確認

幹事会から、出席14名（会場8+web6）、委任状39名、合計53名の出席者および委任状があることが報告された。部会員総数は331であり（4月1日現在）、部会規程により総会の成立に部会員の10分の1以上の出席を要するため、定足数は34となる。出席者と委任状を合わせ、これを超えているので、議長により総会の成立が確認された。

1. 2024年度事業報告及び部会からの報告について（報告・協議）

（報告要旨）

協会事業報告書に基づいて、2024年度の部会活動及び学校図書館に関連する協会の活動を報告する。総会資料にそって、部会から協会に提出した部会事業報告の内容（資料1-1）、その後理事会で決定された協会事業報告から関連する部分の抜粋（資料1-2）、代議員総会・理事会・常任理事会の経過概要等（資料1-3）を報告する。

今回報告する事業報告は、5/22開催の2025年度第1回理事会で決定された協会全体の事業報告の一部である。この後6/12開催の代議員総会で報告された後、図書館雑誌8月号に掲載される予定である。

（1）部会から協会に提出した部会事業報告の内容（資料1-1）（南俣久美子部会長）

・第52回夏季研究集会東京大会「読書と学校図書館、何をどうとりくむか」を開催した（8/4-5）。参加者105名（会場40+オンライン66）。1月に報告集を発行。

・全国図書館大会長崎大会第14分科会（非正規雇用職員問題の分科会）で、学校図書館で働く非正規雇用職員について報告者の選出・パネルディスカッションの司会等、分科会運営に協力した。

- ・「学校司書に関する提言」非正規雇用職員に関する委員会とともに文案を作成
- ・図書館政策企画委員会作成の『学校図書館関係資料集 3』を編集集中。
- ・学校図書館施設設備基準のブックレット刊行のための編集作業を行った。現在入稿済み。
- ・部会の運営状況……部会報を 3 回発行。幹事会は 6 回開催。

(2) 協会事業報告から関連する部分の報告(資料 1-2) (高橋恵美子理事)

協会事業報告から関連部分を抜粋した資料を示し、報告があった。

○「はじめに」に関して。

・部会・委員会のあり方について、2024 年度はワーキンググループで検討していたが、2025 年度は委員会を設置して検討することになっている。

・今後 10 年間の収支を検討する中長期財務計画を策定した。今後予算面での困難が予測される内容である。

○「Ⅰ 基本方針」について。

・「2. 調査・研究・普及等、図書館振興のための取り組み」の中の、「③図書館員による図書紹介事業」について、部会からは委員 2 名を出し、学校の方に原稿をお願いしてきた。

・「3. 政策提言など図書館振興のための活動」の部分について。ここ数年、7 月末から 8 月上旬頃に行っていた、図書館関係の地方交付税についての要望は、適切に要望を行うという意味で中断し、提出時期の再検討や算定の根拠付けの検討など、戦略の練り直しを行っている。

・文部科学省(以下、文科省)「図書館・学校図書館の運営の充実に係る有識者会議」に協会から業務執行理事 1 名が委員として参加している。2024 年 12 月に第 1 回会合があり、5/22 には 4 回目の会合が行われた。

・公共図書館、学校図書館で働く会計年度任用職員の雇用継続について、12/6 に全国の自治体執行部(県知事会等)に向けて、経験を積んだ職員の雇用継続のための「お願い」の文書を発出し、12/13 には文科省で記者会見を行った。2024 年度末で雇い止めになるケースが多いことを見据えての対応。

○「Ⅱ 公益目的事業実施状況」について。

・ブックレット『学校図書館とマンガ』を増刷して頂いた。販売にご協力をお願いしたい。

(3) 代議員総会・理事会・常任理事会の経過概要等(資料 1-3) (高橋恵美子理事)

資料をもとに、理事会・常任理事会等の動きについて報告があった。

○4 月 25 日 第 1 回常任理事会(Web 会議)

・公共図書館・学校図書館への正規司書の配置や非正規雇用職員の処遇改善を求める趣旨の院内集会を、同集会実行委員会による主催で、開催準備中であることが報告されている。この実行委員会は、本協会の非正規雇用職員に関する委員会を含む「図書館の非正規雇用改善のための連絡会」構成団体を中心とした構成である。その後 6/8 に、『これでいいのか図書館 担い手にまっとうな待遇を求める院内集会』として開催された。

・学校図書館整備推進会議総会(4/10)について、理事長から報告があった。

・集会『鼎談「図書館の現状と改革の課題ー図書館職員の地位向上をめざしてー」』(4/16)について、高橋から報告した。文字・活字文化推進機構、全国学校図書館協議会、学校図書館整備推進会議の主催で開催。

○5 月 9 日 第 2 回常任理事会(Web 会議)

・定款と代議員選挙規程の改正について協議。2024 年度は、代議員定数等検討委員会報告書にもとづいて

の検討がすすめられ、その後 2025 年 3 月の代議員総会で定款改正が決議された。

- ・非正規雇用職員に関する委員会が実施した学校図書館雇用状況調査（自治体向け）の結果を、高橋が報告している。5/2 に協会 HP に掲載して公表した。

○6 月 13 日 第 1 回代議員総会（会場+web）

- ・定款と代議員選挙規程の改正の予備的な素案が提起され、概ねその内容で検討を進めることが了承されている。

○7 月 25 日 第 3 回常任理事会（Web 会議）

- ・図書館関係の地方交付税についての要望の見直しについて、今年度は昨年通りの要望書の発出は行わず、3 月まで提出時期や内容について検討することになった。

- ・高橋から、非正規雇用問題に関する委員会が行った学校図書館職員に関する実態調査の公表や活用の方法について報告した。

○8 月 22 日 第 4 回常任理事会（Web 会議）

- ・文科省「図書館・学校図書館の運営の充実に係る有識者会議」について事務局長より説明があった。JLA に委員の推薦依頼があり曾木常務理事兼総務部長を推薦したと報告された。高橋からは、委員の推薦にあたって、学校図書館部会に相談がなかったのはなぜかとの質問をした。

○9 月 26 日 第 2 回理事会（Web 会議）

- ・図書館関係地方交付税についての要望の見直しについて理事長より説明。今年度は要望書を発出しない。続いて事務局長より説明。提出のタイミング、提出先と要望すべき事項の精査が必要、これまでしてこなかった地方自治体への要望も必要。見直しのために地方交付税制度についての学習が必要で、理事を対象に勉強会を開催したい等。

- ・学校図書館職員雇用状況調査結果と、図書館の非正規雇用改善のための連絡会の今後について高橋から報告。

○10 月 24 日 第 5 回常任理事会（Web 会議）

- ・部会・委員会のあり方検討準備ワーキンググループ（仮称）の設置について事務局長より説明があった。理事長の諮問機関として WG を設置するもので、委員は 7 名以内。設置期間は今年度末まで。委員は理事長が指名、業務執行理事、部会長・委員長、若手の会員を想定。

- ・「公共図書館・学校図書館で働く会計年度任用職員の継続雇用を求めるアピール」の発出及び文部科学記者会での記者会見を行うことを決定。

○11 月 28 日 第 6 回常任理事会（Web 会議）

- ・定款・代議員選挙規程の改正について検討。

- ・「公共図書館・学校図書館で働く会計年度任用職員の継続雇用についてのお願い」について事務局長より説明。非正規雇用職員に関する連絡会でアピールを出す予定だったが、諸事情により協会単独で発出することを決定。

- ・高橋から、文科省の「令和 5 年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果について報告。学校司書の実数が 1 万 7 千人ほど、約 9 割が会計年度任用職員等の非正規雇用。

○12 月 19 日 第 3 回理事会（Web 会議）

- ・「代表理事及び業務執行理事の業務執行状況について」の報告の中で、「課題検討会議」が行われている旨説明された。高橋から、この会議に規定上の根拠はあるのか質問した。事務局長より、課題検討会議を報告に出

したのは今回が初めて、当初は不定期開催だったが、最近は毎週行っている。成瀬理事より、課題検討会議は何かを検討して決める場ではなく、検討すべきことの優先順位等を検討する場である旨発言あり。

・文科省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第１回）」について、委員である曾木理事より報告があった。第１回会議が１２月１７日に開催。座長は秋田喜代美氏、副座長は奈須正裕氏、堀川照代氏。第１回会議は堀川氏による「図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」の発表があった。また委員となっている植村理事からの報告もあった。高橋から、JLAが実施した学校図書館職員の調査結果について曾木理事から発言してほしかった旨意見を述べた。また、堀川委員発表のなかの学校司書の数値（「全体の９６．６％が会計年度任用職員」）の根拠を知りたいと発言した（堀川委員にも直接連絡し。第２回の会議で訂正された）。前回常任理事会（１１／２８）でも高橋は、文科省の「令和５年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果によれば、公立の小中高の学校司書全体の約９割が非正規であると発言している。

○１月２３日 第７回常任理事会（Web会議）

・定款・代議員選挙規程改正案を検討。

○２月６日 第８回常任理事会（Web会議）

・中長期財務計画について報告があった。今後１０年の財政状況をシミュレートすると、２０２７年頃赤字となる可能性があるとのこと。

・「２０２５－２０２６年度理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等」について検討。

・「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第２回）」について曾木理事から報告があった。高橋から、JLAの学校図書館職員調査についてや、学校司書のあり方についての発言をぜひ行ってほしい旨要請。会議の流れは、デジタルにしばって発言してほしいという文科省の意向があり、職員の問題を発言しにくいようだった。

○２月２０日 第５回理事会（Web会議）

・定款改正案と代議員選挙規程改正を議決。

○３月１３日 第２回代議員総会（会場＋web）

・定款の改正を議決。

・「２０２５－２０２６年度理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等」を議決。

○３月２７日 総務省に講師を依頼して地方交付税制度についての理事の学習会を行う。

○４月２６日 ２０２５年度第１回常任理事会（Web会議）

・「部会・委員会のあり方検討準備WG報告書」が提出された。

・「第３回図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（３／１１）について、植村理事から報告があった（曾木理事欠席のため）。当日の会議では、曾木委員が「すべての県立学校に学校司書を配置すべき」旨の発言があり、学校図書館関係団体からどういう意味かと高橋に問い合わせがあった。曾木理事は欠席のため当日は質せなかったが、文科省議事録もそうになっている。（この件は５月２２日理事会において、曾木理事から説明があった。意図としては、県立の特別支援学校への学校司書配置のつもりで発言したとのこと。）

○５月８日 第２回常任理事会（Web会議）

・「部会・委員会のあり方検討委員会」の設置について検討。設置期間は２０２６年３月３１日まで。委員は１２名以内で、人選は理事長に一任。WGの検討メンバーも含む方向で考えている。

・「未来の図書館職員育成事業募集要項」等について募集要項や選考要項を検討。この事業は、寄付金を原資に、１０年間、国内外の学会・研修会の参加経費や海外での研修、国内外での調査研究費等に助成金を出すも

の。助成金の総額は年 100 万円以内で、1 件の上限額は原則 50 万円。申請受付期間は 2025.8.1～10.31。選考会議は 5 名の委員で構成、任期は 2 年。学校図書館部会からも委員の推薦を求められ、幹事会に諮る時間はなかったのが、部会理事判断で部会幹事・図書館雑誌編集員の長谷川氏を推薦した。

・「市民と図書館の未来プロジェクト」の設置を決定。活動内容は新たな時代の公共図書館政策論の検討及び提起等。2026 年 3 月 31 日まで、個人会員 10 名程度で構成。

○5 月 22 日 2025 年度第 1 回理事会 (Web 会議)

・「部会・委員会のあり方検討委員会」の設置を決定。

・非正規雇用職員に関する委員会と学校図書館部会が協力してまとめた「学校司書に関する提言 (案)」をこの理事会に諮りたかったが、執行部から、事前に常任理事会で検討していないことや理事長が海外出張で欠席であることを理由に、9 月理事会での審議となった。

(質疑応答・意見)

Q. 8 月 22 日第 4 回常任理事会の報告について。文科省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に JLA から委員を推薦する際、学校図書館部会に相談がなかったことについて質問をしたとのことだが、回答はどのようなものだったか？

A. 学校図書館も主な議題である以上は、JLA から推薦する以上、学校図書館の状況をわかった人であってほしいと思って意見を述べた。曾木理事は公共図書館出身であり、学校図書館について詳しいとは言えない。決める前に部会にも相談をしてほしかったということを伝えたいと思って発言したもの。

○12 月 19 日第 3 回理事会の報告について、文科省の会議で出された資料の学校司書の非正規割合の数値の訂正など、細かいところまで対応して頂きありがたい。

Q. 2025 年 5 月 8 日第 2 回常任理事会の報告について、資料には、「8. 新入会員の承認について (公共図書館の退会について意見のやりとりがあった。)」とあるが、こういった内容か？

A. 具体的には、町田市立図書館が退会したことが話題になった。町田市立図書館は、一時期「市民の図書館」を実践して優れた活動をしていた図書館であり、理事の中から事情を問う質問があった。他の理事から、多くの自治体で、財政当局は予算を減らすことを常に考えていて、団体会費も減らすよう求められやすい経費であるとの発言があった。なぜ図書館協会に加盟する必要があるのかを説明できないと削減されてしまう。そういったことを説明する資料なども用意した方がよいなどのやりとりがあった。

以上の質疑・発言の後、特に異議なく、2024 年度事業報告は了承された。

2. 2024 年度会計報告 (審議・議決)

幹事会から、下記の通り、2024 年度部会会計決算報告案が提案された。また、監査から、会計監査の結果、間違いなく処理されていることを確認した旨監査報告があった。特に異議なく、会計報告案は可決された。

2024 年度部会会計決算報告案

《収入》	《支出》
部会活動費 530,000 円	夏季研究集会 364,832 円(謝金、報告集印刷費等)
研究集会 224,000 円(参加費等)	旅費交通費 173,000 円(幹事会交通費等)
雑収入 6,600 円(報告集売上等)	通信運搬費 162,144 円(郵送料、宅配料等)
合計 760,600 円	消耗品費 0 円(文房具類等)
	印刷製本費 13,376 円(部会報印刷等)
	会場借料 3,800 円(幹事会会場費)
	雑費 256 円(銀行手数料)
	合計 717,408 円

収入－支出＝残額 43,192 円は協会に返納

3. 2025 年度事業計画について(報告・協議)

○部会から協会に提出した部会事業計画の内容(資料 3-1)(甬坂久美子部会長)

2025 年度事業計画について、2/20 開催の理事会で決定され、3/13 開催の代議員総会で報告された協会事業計画(図書館雑誌 5 月号に全文掲載)をもとに、学校図書館に関係する部分を中心に抜粋して資料を用意し、この資料をもとに報告する。事業計画は理事会で決定済みの事項ではあるが、今後の部会の活動について皆さんで協議をお願いしたい。

資料 3-1 は、部会から協会に提出した部会事業計画案である。「(1)研究集会・シンポジウム」では、今年度も、8/8～8/9 日に夏季研究集会を計画している。現在参加受付中であり、是非お誘いあわせの上ご参加頂きたい。現在特に予定はないが、必要があれば学習会等も開催することとしている。「(2)研究・資料収集」では、ブックレット『学校図書館施設設備基準 第 2 版』が入稿済みであり、今年度に発行の予定である。「(3)図書館振興に関わる事業(政策提言・意見表明等)」では、文科省の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の動向を注視し、その他のことも含めて、状況に応じて政策提言や意見表明を行っていく。会議の傍聴や各種集会への参加等情報収集に努めたい。部会報は年 3 回の発行を予定している。皆様からの記事・投稿等も歓迎なので、部会のメールアドレス宛にご連絡頂けるとありがたい。部会へのご意見やご要望も、部会のメールアドレス宛にお寄せ頂きたい。部会員が参加できる部会にしていきたいので、よろしくお願いいたします。

○協会事業報告から関連する部分の報告(資料 3-2)及び「学校司書に関する提言(案)」(資料 6)について(高橋恵美子理事)

協会事業計画全体と部会との関係について資料 3-2(協会事業計画書の学校図書館部分抜粋資料)にもとづいて報告したい。先に報告した事業報告と重複する部分は省略して報告する。

「Ⅰ. 基本方針」の章の「Ⅰ. 図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修」の項では、令和 5 年度の文科省調査で学校司書の実態がわかってきたので、「約 9 割が非正規雇用」と記した。

「3. 政策提言など図書館振興のための活動」の項では、文科省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」への委員派遣等の記述がある。非正規雇用職員に関する委員会と学校図書館部会が協力してまとめた「学校司書に関する提言(案)」は、この有識者会議のなかで職員の問題が話し合われる時期があるはずなので、それにおけて訴えていきたい。この項の中の「〈重点事業〉②学校図書館の整備・充実」に、職員の問題や「学校図書館図書標準」の改正、新たな「学校図書館整備等 5 か年計画」に関する取り組み等の記述がある。

「Ⅱ. 事業計画(公益目的事業)」の章の「1. 大会・集会・育成」の項では全国図書館大会愛媛大会、学校図書館部会の夏季研究集会(8/8-9)等が計画されている。「2. 調査研究・検討会・資料刊行」の項では、部会活動として「部会報発行」「ブックレット『学校図書館施設設備基準 第2版』作成」があがっている。委員会活動として、図書紹介事業委員会『続・司書が書く 図書館員のおすすめ本』刊行、非正規雇用職員に関する委員会『学校図書館職員調査に見る図書館司書の現状(仮題)(ブックレット)』などがある。

最後に、資料6「学校司書に関する提言(案)」について説明する。

「はじめに」では、非正規雇用が大半を占めていること等に触れた上で、JLAが2023年度に行った「学校図書館職員に関する実態調査」(自治体向け、個人向け)の結果を踏まえてまとめた提言であることを述べている。

本文は、最初に「1. 学校司書の意義・役割」を述べた後、「2」以下が具体的な問題の指摘と要望となっている。構成は以下の通り。

1. 学校司書の意義・役割
2. 配置の問題の改善のために(「正規職員あるいは正規職員に近い職員配置を行うこと」「複数校配置をなくして、1校専任にすること」など6項目。「有償ボランティア」「民間委託による職員について」の項目もある)
- 3 労働条件の改善のために(4項目)
- 4 処遇の問題の改善のために(3項目)
- 5 研修の問題の改善のために(4項目)
- 6 望ましい職員制度

(幹事会注…総会資料として案の全文を配布しましたが、この議事録では掲載省略します。理事会決定後に、部会報に掲載する予定です)

以上の報告に特に異議なく、2025年度事業計画は了承された。

4. 2025年度部会予算案(審議・議決)

幹事会から、下記の通り2025年度部会予算案が提案された。特に異議なく原案通り決定した。

2025年度部会会計予算案

《収入》	《支出》
部会活動費 530,000 円	夏季研究集会 360,000 円(謝金、報告集印刷費等)
夏季研究集会 190,000 円	旅費交通費 170,000 円(幹事会交通費等)
雑収入 20,000 円(報告集売上等)	通信運搬費 180,000 円(郵送料、宅配料等)
合 計 740,000 円	消耗品費 5,000 円(文房具類等)
	印刷製本費 15,000 円(部会報印刷等)
	会場借料 5,000 円(幹事会会場費)
	雑費 5,000 円
	合 計 740,000 円

※収入科目に記載はないが、研究集会その他で必要が生じた場合、幹事会の議決により指定寄附の一部又は全部を収入とし、部会活動の費用に支出する。学校図書館部会が使用可能な指定寄付金は20万円。指定内容は「学校図書館部会の活動」(15万円/2017年9月)、「学校図書館・子ども図書館活動の支援」(5万円/2019年3月)。

5. 部会推薦理事候補者の選出について(議決)

2023 年理事改選に際して、部会通則規程第 10 条第 4 項により理事長から部会からの理事候補者の推薦を求められていることについて、同条第 5 項ただし書き及び部会規程 14 条 2 項に基づき、高橋恵美子氏(前部会長・理事)を理事候補者としてこの総会で選出することが、幹事会から提案された。

部会通則規程(10 条 5 項)では、「原則として当該部会の部会長を理事候補者とする」とあり、同項ただし書きで部会長でない者を候補者とする場合は「部会総会で選出」として定めている。高橋恵美子氏は、部会長ではないため、総会での選出が提案された。

特に異議なく、部会推薦理事候補者は高橋恵美子氏とすることを議決した。

6. 部会役員定期改選の結果(報告)

2023~2024 年度部会役員定期改選の結果が以下の通り報告された。

部会長: 甫飯久美子(神奈川) 副部会長: 中村崇(東京) 幹事: 石黒順子(埼玉)、笠川昭治(神奈川)、佐藤千春(岡山)、高橋恵美子(神奈川)、仲明彦(京都)、長谷川優子(埼玉)、堀岡秀清(東京)、松本美智子(神奈川)、山本敬子(兵庫) 監査: 中村登世子(神奈川)

7. その他 意見交換・情報交換等(協議)

○報告を聴いた感想として、文科省有識者会議にはもう少し丁寧に、学校図書館の当事者の意見をくみ取って頂きたいと感じた。言葉足らずの発言があるなど。また、デジタル化されたものは非常に便利で、自分が担当している司書教諭科目でも、一冊の本だけでは子どもたちが同時に使えないので端末も活用していこうと教えているが、しかし端末だけというのはいかがなものか。学校図書館が子どもたちの端末に分館のように出てくるわけだから、そういう意味でも活用する視点を持って使ってほしいと教えています。今後職員のことも議論されると思うが。各自治体の学校司書の話や聞くと、大変つらい状況の中でお仕事をされているということを聞く。そういうこともきちんと反映された報告になればいいと思う。僻地小規模の自治体をどうするのかも課題。公共図書館がないと支援も受けられない。都市部ではないところの学校図書館の整備や活用、それを支える人的体制についても検討してほしい。JLA が用意している「提言」の中で、有償ボランティアではなく職員を配置すべきと明記されていることには心強く思う。本日の総会は、現在議論が進められていることを改めて考える機会になった。

○特別支援学校の図書館で月 1 回読み聞かせや図書館整備などを行っているが、月に 1 回だけという体制ではなく、教員や生徒とコミュニケーションがとれるようきちんと学校司書を配置してほしいと思う。

○非正規雇用職員に関する委員会では、基礎講座のほかセミナーを年 2 回予定している。この間、自治体によっては会計年度任用職員の待遇が向上したケースもあるので、そのテーマで 1 回はやりたいと思っている。また公共図書館と学校図書館の非正規職員の調査を行ってきたが、大学図書館の非正規雇用職員については調査がない。ある関係者に聞くと、大学職員全体の事情も反映しているということだった。もし部会員に、大学図書館の状況をお分かりの方がいたらお話を伺いたい。

○大学は、図書館単体では執行部に対して力がないので、大学全体の非正規雇用職員の問題として交渉する。一定年数勤めると有期雇用から無期雇用に転換できる制度ができてから無期雇用に転換された方も多い。ただし、雇用は安定しても、給料は安いままという問題は残る。

南俣部会長:総会へのご参加ありがとうございました。夏季研究集会への参加申込がまだ少ないので、申込まだの方はご参加よろしく願いいたします。学校図書館部会は、部会員の手でつくっている部会だと思います。夏季研究集会も、部会の中でこういう話を聞きたいと話合っ内容をつくっています。非正規雇用が増えていて厳しい状況ですが、条件の許す方はこの機会にぜひお誘い合わせてご参加頂きたい。今後とも学校図書館部会の活動にご協力頂けますようお願い申し上げます。

以上で総会は終了した。



日本図書館協会の Web サイト、リニューアル!

日本図書館協会の Web サイトが、6 月 30 日にリニューアルしました。現時点では、一部ページで作業が完了していないため、順次、作成・修正等を行っている状態です。

部会・委員会のページに入るには

トップページの上、「会員・部会・委員会」から「部会」「委員会」に入ってください。

リニューアルの結果、今まで使っていた各種の URL が変更になっています。(URL の案内)

学校図書館部会

<https://www.jla.or.jp/subcommittees/gakkou/>

夏季研究集会申し込み・振込の締切は 7 月 22 日(火) 24:00

学校図書館施設設備基準 第 2 版

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/gakkou_shisetsusetsubikijun_2nd_2022.pdf

学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針 一図書館利用に困難のある児童生徒のために一

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/gakkou_tokubetsuna_service_to_shiryouteikyou_kihonhoshin_2020-06revised_2022-05

学校図書館法公布 70 周年にあたって (学校図書館部会見解)

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/gakutohou70th_bukaikenkai.pdf

アメリカ図書館協会 (ALA) で紹介されている日本のマンガ

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/ALA_YALSA_list2024.pdf

非正規雇用職員に関する委員会

<https://www.jla.or.jp/committees/hiseiki/>

学校図書館職員雇用状況調査(自治体向け)報告 2024.5.2 公表 2024.5.20 修正

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13728292/www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/seisakukikaku/2023chosa_jichitai_hokoku.pdf

学校図書館職員に関する実態調査(個人向け)報告書 概要版

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2023-2024chosa_kojin_gaiyou.pdf

学校図書館職員に関する実態調査(個人向け)最後の設問に寄せられた声

https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2023-2024chosa_kojin_koe.pdf



部会からのお知らせ

◎部会総会成立へのご協力ありがとうございました!

ご出席や委任状の提出等、総会成立へのご協力ありがとうございました。

NEW ◎幹事会から皆様へのお願い!

部会報のPDF化・メール配信について、ご意見をお聞かせください

これまで、この部会報は紙で作成し送付してきましたが、最近このやり方が難しくなっています。こういったものを送るためのサービスには、以前から郵便局の「ゆうメール」やヤマト運輸の「DM便」があり、部会でもこれらを利用してきました。しかし、昨年には「DM便」が廃止になり後継の「クロネコゆうメール」は大幅な値上げとなっていました。「ゆうメール」は値上げはなく安価なままですが、かなり以前から集荷の扱いが廃止になっています。印刷製本まではできても、大量の封筒を郵便局に持ち込むためには車が必要で、それが可能な一部の幹事にお願いしているのが現状です。

他方、PDFデータをメールで送ることについても、様々な課題があります。まず、部会員からメールアドレスを集めること、集めたメールアドレスを随時更新して最新の状態で管理しなければならない労力(紙資料の送付なら、協会事務局が送付先を更新把握してくれているので、部会では苦労はありません)、メール送付を希望しなかったり受けられない部会員への対応、そして果してメールのデータ送信でも今までのように読んで頂けるのか等。

部会報は、部会総会のお知らせや役員選出の公示等、部会の運営に関わる事項をお知らせする公報でもあるので、部会員にきちんと届かなければなりません(今回も、総会への委任状等ありがとうございました。こういった連絡が届かないと部会運営に支障を来します)

こういった事情があり、幹事会では、今後の部会報の届け方を話し合っています。どんなご意見ご感想でもいい

ので、皆様からもご意見をお寄せ下さい。「自分ならこういう協力ができます」といったお話も歓迎です。→宛先は部会代表アドレスです。

◎今後の次号部会報発行予定《情報・原稿募集…各地の情報・実践記録・研究会集会等イベント開催情報等々お知らせ下さい》

次号 80 号は 2025 年 11 月頃、81 号は 2026 年 2～3 月頃発行の予定です。皆様からの情報や原稿も募集しております。図書館関係の研究会・集会等の開催情報は、日時やテーマ等要点をまとめて掲載します。メ切は発行予定時期の約 1 ヶ月前が目安になります。詳しくは部会までお問い合わせ下さい。

◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しています。参加ご希望の方は、部会メールアドレス gakutobukai@jla.or.jp 宛にご連絡下さい。

参加にあたっては、

- (1) 氏名(本名)
- (2) 日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています)
- (3) 所属(ない方は不要)
- (4) メールアドレス

をお知らせ下さい。※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます／皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など会議への直接の参加が難しい方は web 参加も可能です。ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。